

「めざせ健康寿命日本一！」等ロゴマーク使用取扱規程

1 目的

この規程は、「めざせ健康寿命日本一！」等ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。ロゴマーク名称及び図柄については別記のとおり。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

2 ロゴマークに関する権利

ロゴマークに関する一切の権利は、県に帰属する。

3 使用の手続き

ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する者は、その使用開始日までに、健康づくり推進課長に使用の届出（様式第1号）を行うことで、誰でも使用することができる。

- ① 秋田県健康づくり県民運動推進協議会会員
- ② 秋田県内の各種団体、事業者及び県民
- ③ 秋田県出身又は秋田県にゆかりのある者
- ④ 秋田県の健康寿命日本一に向けた取組を応援しようとする者
- ⑤ 各種団体、事業者等で秋田県版健康経営優良法人認定制度を周知啓発しようとする者
- ⑥ その他、健康づくり推進課長が使用を認める者

4 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とする。

5 使用の留意事項

ロゴマークを使用しようとする者は、使用マニュアルに定められた使用方法を遵守すること。

6 使用の中止等

健康づくり推進課長は、ロゴマークの使用に関し、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、その使用を差し止め、又は中止させることができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 秋田県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (3) ロゴマークを正しい利用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。

- (4) 秋田県が、特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 秋田県が、特定の商品、サービス等を推奨しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (6) その他、健康づくり推進課長がロゴマークの使用について不相当と認めたととき。

7 使用状況の調査

健康づくり推進課長は、ロゴマークの適正な活用を図るため必要と認める場合、ロゴマークの使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができる。

8 使用者の責務

ロゴマークが表示されたものに関する事故、苦情が発生した場合、一切の責任はロゴマークの使用者に帰するものとし、ロゴマークの使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

附 則

この規程は、平成30年7月18日から施行する。

この規程は、令和2年3月11日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。